

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p><u>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第9条の4第2項から第6項までの規定の例による。</u></p> <p>第26条及び第27条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>○幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年12月20日 条例第32号)</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p><u>2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 月額による報酬 給与条例第9条の4第2項各号の規定による額</p> <p>(2) 日額又は時間額による報酬 給与条例第9条の4第2項各号の規定により算定した額を21で除した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を日額又は勤務1回当たりの額とし、その者の勤務日数又は通勤回数に応じて算出した額</p> <p><u>3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第9条の4第3項から第6項までの規定の例による。</u></p> <p>第26条及び第27条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>